

平成28年2月18日

各 位

会 社 名	株式会社 オプトホールディング
代 表 者 名	代表取締役社長 鉢 嶺 登 (コード番号 2389 東証第一部)
役 職 ・ 氏 名	取締役 C O O 石橋 宜忠
電 話	0 3 - 5 7 4 5 - 3 6 1 1

### 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成28年1月21日公表の「監査等委員会設置会社への移行に関するお知らせ」にてお知らせの通り、監査等委員会設置会社への移行を予定しております。本日開催の取締役会において、本移行等に伴う「定款一部変更の件」を平成28年3月25日開催予定の当社第22回定時株主総会（以下、「本総会」）へ付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

##### 1. 定款変更の理由

- (1) 監査等委員会設置会社への移行に伴い、監査等委員会および監査等委員に関する規定の新設、監査役および監査役会に関する規定の削除等を行うものです。
- (2) 本日公表の「当社株式に対する大量買付行為対応方針（買収防衛策）（以下、「本施策」）の非継続に関するお知らせ」にてお知らせの通り、本総会での本施策継続は行わず期間満了日（平成28年3月31日）にて廃止することを決議いたしましたので、関連する条文の削除を行うものです。
- (3) 「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）の施行によって責任限定契約を締結することができる役員等の範囲が変更されたことに伴い、取締役が役割を十分に発揮することができるようにするための規定変更を行うものです。なお、この規定の変更につきましては、各監査役の同意を得ております。
- (4) 当社は、会社法459条第1項各号に定める事項について取締役への委任が可能な条件を満たしております。今回の監査等委員会設置会社への移行に伴い、株主の皆様への適正な配当施策を機動的に行う必要性を重要視し、剰余金の配当等を従来の株主総会決議に加え、取締役会決議により行うことを可能にするため規定の新設を行うものです。
- (5) その他、上記変更に伴う文言、条数等の変更を行うとともに、定款の一部表現が分かりにくかった記載内容を明確化させること、送り仮名や漢字の統一を行うものです。

##### 2. 定款変更の内容

定款変更案の内容は、別紙のとおりです。

##### 3. 移行の時期

定款変更のための定時株主総会開催予定日	: 平成28年3月25日（金）
定款変更（第13条の削除を除く）の効力発生予定日	: 平成28年3月25日（金）
定款変更（第13条の削除）の効力発生予定日	: 平成28年4月1日（金）

以上

現行	変更案
<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>(商号) 第1条 (条文省略)</p> <p>(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1) (条文省略) 1～14 (条文省略) 15. 一般労働者派遣事業および特定労働者派遣事業 16～25 (条文省略) (2)～(3) (条文省略)</p> <p>(本店の所在地) 第3条 (条文省略)</p> <p>(機関) 第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会 (2) <u>監査役</u> (3) <u>監査役会</u> (4) <u>会計監査人</u></p> <p>(公告方法) 第5条 当社の公告は、電子公告によって行なう。ただし、不測の事態により電子公告できない場合は、日本経済新聞に掲載してこれを行なう。</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>(商号) 第1条 (現行どおり)</p> <p>(目的) 第2条 (現行どおり)</p> <p>(1) (現行どおり) 1～14 (現行どおり) 15. 一般労働者派遣事業及び特定労働者派遣事業 16～25 (現行どおり) (2)～(3) (現行どおり)</p> <p>(本店の所在地) 第3条 (現行どおり)</p> <p>(機関) 第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会 (2) <u>監査等委員会</u> (削除) (3) <u>会計監査人</u></p> <p>(公告方法) 第5条 当社の公告は、電子公告によって行<del>な</del>う。ただし、不測の事態により電子公告できない場合は、日本経済新聞に掲載してこれを行<del>な</del>う。</p>
<p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>(発行可能株式総数) (株主名簿管理人) 第6条～第9条 (条文省略)</p> <p>(株式取扱規則) 第10条 <u>株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、その他株式又は新株予約権に関する取扱い及び手数料、株主の権利行使に際しての手続き等については、法令又は定款の定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</u></p> <p>(基準日) (自己の株式の取得) 第11条～第12条 (条文省略)</p>	<p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>(発行可能株式総数) (株主名簿管理人) 第6条～第9条 (現行どおり)</p> <p>(株式取扱規則) 第10条 <u>当社の株式及び新株予約権に関する取扱い(株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録を含む)及び手数料並びに株主の権利行使に際しての手続等については、法令又は定款の定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</u></p> <p>(基準日) (自己の株式の取得) 第11条～第12条 (現行どおり)</p>
<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(株主総会決議事項) 第13条 <u>当社株式に対する大規模買付行為への対応</u></p>	<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(削除)</p>

<p><u>方針である大規模買付ルールを導入（継続を含む）については、株主総会の決議により定めることができる。大規模買付ルールの改正は、取締役会の決議によって行う。</u></p> <p><u>2 当会社株式の大規模買付者に対して実施する新株予約権無償割当に関する事項その他対抗措置の選択及び発動は、大規模買付ルールに従い、株主総会、取締役会又は株主総会の決議による委任に基づく取締役会の決議により行うことができる。</u></p> <p>(招集) (議事録) 第14条～第19条 (条文省略)</p> <p>第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(取締役の員数) 第20条 当会社の取締役は、10名以内とする。</p> <p>(新設)</p> <p>(取締役の選任) 第21条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって行なう。 (新設)</p> <p>3 取締役の選任決議は、累積投票によらない。 (新設)</p> <p>(取締役の解任) 第22条 取締役の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上の決議によって行なう。</p> <p>(取締役の任期) 第23条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 (新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(代表取締役及び役付取締役) 第24条 取締役会は、その決議によって、代表取締役を選定する。</p>	<p>(招集) (議事録) 第13条～第18条 (条数を変更して現行どおり)</p> <p>第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(取締役の員数) 第19条 当会社の取締役(監査等委員である取締役を除く)は、10名以内とする。 2 当会社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。</p> <p>(取締役の選任) 第20条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって行う。 3 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して選任するものとする。 4 取締役の選任決議は、累積投票によらない。 5 当会社は、会社法第329条第3項により法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠の監査等委員である取締役を選任することができる。</p> <p>(取締役の解任) 第21条 取締役の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上の決議によって行う。</p> <p>(取締役の任期) 第22条 取締役(監査等委員である取締役を除く)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(代表取締役及び役付取締役) 第23条 取締役会は、その決議によって、取締役(監査等委員である取締役を除く)の中から代表取締役を選定する。</p>
---	---

<p>2 取締役会は、その決議によって、社長1名を選定し、また必要に応じ、会長1名及び副社長、専務、常務各若干名を選定することができる。</p> <p>(取締役会の招集権者及び議長) 第25条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の招集通知) 第26条 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 (新設)</p> <p>(取締役会の決議の方法) 第27条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の決議の省略) 第28条 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について、書面又は電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。</p> <p>(取締役会の議事録) 第29条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名する。</p> <p>(新設)</p> <p>(取締役会規則) 第30条 (条文省略)</p> <p>(取締役の報酬等) 第31条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(取締役の責任免除) 第32条 当社は、取締役会の決議によって、取締役(取締役であった者を含む)の会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</p> <p>(新設)</p>	<p>2 取締役会は、その決議によって、取締役(監査等委員である取締役を除く)の中から社長1名を選定し、また必要に応じ、会長1名及び副社長、専務、常務各若干名を選定することができる。</p> <p>(取締役会の招集権者及び議長) 第24条 (条数を変更して現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集通知) 第25条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 <u>2 取締役全員の同意があるときは、招集手続を経ないで取締役会を開催することができる。</u></p> <p>(取締役会の決議の方法) 第26条 (条数を変更して現行どおり)</p> <p>(取締役会の決議の省略) 第27条 当社は、取締役全員が取締役会の決議事項について、書面又は電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p>(取締役会の議事録) 第28条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名する。</p> <p>(重要な業務執行の委任) 第29条 当社は、会社法第399条の13第6項に定めるところに従い、取締役会の決議をもって、同条第5項各号に定める事項以外の重要な業務執行の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</p> <p>(取締役会規則) 第30条 (現行どおり)</p> <p>(取締役の報酬等) 第31条 取締役の報酬等は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>(取締役の責任免除) 第32条 当社は、<u>会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、取締役(取締役であった者を含む)の同法第423条第1項の損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、損害賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</u> <u>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(会社法第2条第15号イに定める業務執行取締</u></p>
---	---

	<p>役等であるものを除く)との間で、同法第423条第1項の損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</p>
<p>(社外取締役との責任限定契約)  <u>第33条</u> 当社は、社外取締役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</p>	<p>(削除)</p>
<p>第5章 監査役及び監査役会  <u>(監査役員の員数)</u> (社外監査役の責任限定契約)  <u>第34条～第45条</u> (条文省略)</p>	<p>(削除)  (削除)</p>
<p>(新設)</p>	<p>第5章 監査等委員会</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(監査等委員会の招集通知)</u>  <u>第33条</u> 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対し発送する。ただし、緊急の必要があるときには、この期間を短縮することができる。  2 監査等委員全員の同意があるときには、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(監査等委員会規則)</u>  <u>第34条</u> 監査等委員会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。</p>
<p>第6章 会計監査人  (会計監査人の選任) (会計監査人の任期)  <u>第46条～第47条</u> (条文省略)</p>	<p>第6章 会計監査人  (会計監査人の選任) (会計監査人の任期)  <u>第35条～第36条</u> (条数を変更して現行どおり)</p>
<p>(会計監査人の報酬等)  <u>第48条</u> 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</p>	<p>(会計監査人の報酬等)  <u>第37条</u> 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。</p>
<p>第7章 計算  (事業年度)  <u>第49条</u> (条文省略)</p>	<p>第7章 計算  (事業年度)  <u>第38条</u> (条数を変更して現行どおり)</p>
<p>(新設)  (剰余金の配当の基準日)</p>	<p><u>(剰余金の配当等の決定機関)</u>  <u>第39条</u> 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により定めることができる。  (剰余金の配当の基準日)</p>

<p>第50条 (条文省略)</p> <p>(中間配当) 第51条 当社は、取締役会の決議によって、毎年6月30日を基準日として中間配当を行なうことができる。</p> <p>(剰余金の配当の除斥期間) 第52条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>第40条 (条数を変更して現行どおり)</p> <p>(中間配当) 第41条 当社は、取締役会の決議によって、毎年6月30日を基準日として中間配当を行うことができる。</p> <p>(剰余金の配当の除斥期間) 第42条 (条数を変更して現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>(監査役の責任免除に関する経過措置) 第1条 当社は、第22回定時株主総会において決議された定款一部変更の効力発生時以前の行為に関し、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む)の損害賠償責任について、法令に定める限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>2 第22回定時株主総会において決議された定款一部変更の効力発生時以前の社外監査役(社外監査役であったものを含む)の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第45条の定めるところによる。</p> <p>(効力発生日) 第2条 第13条の削除は、平成28年4月1日をもって効力が発生するものとする。なお、本条は当該削除の効力発生日の経過をもって削除する。</p>
--	---